## 長野県と三井住友海上火災保険株式会社との包括連携協定書

長野県(以下「甲」という。)と三井住友海上火災保険株式会社(以下「乙」という。)は、 相互の連携協力に関して、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙の緊密な相互連携と協働による活動を推進することにより、地域の様々な課題に迅速かつ適切に対応し、もって地域社会の活性化を図ることを目的とする。

## (連携事項)

- 第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。
  - (1) 県内産業・農業の推進に関すること
  - (2) 健康長寿の県づくりに関すること
  - (3) 暮らしの安全・安心に関すること
  - (4) 文化芸術・スポーツの振興に関すること
  - (5) その他本協定の目的を達成するために必要な事項に関すること
- 2 甲及び乙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、必要に応じて協議を行う ものとする。また、連携事業を実施するにあたっては、甲乙協議の上その内容を別途定め るものとする。

## (協定の見直し)

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定内容の変更又は本協定の解除を申し出たときは、そ の都度協議の上、必要な変更又は解除を行うものとする。

## (機密保持)

- 第4条 甲及び乙は、本協定の履行に際し知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による同意なしに第三者に開示し、若しくは漏洩し、又は他の目的に利用してはならない。
- 2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に規定する秘密保持義務 を負う。

(期間)

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間 満了の1か月前までに、甲又は乙から書面による申し出がなされないときは、その有効期 間を1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(疑義の決定)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義が生じた場合は、甲及び乙はその 都度誠意を持って協議し、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を 保有するものとする。

平成 30 年 11 月 21 日

- 甲 長野市大字南長野字幅下 692-2 長野県知事
- 乙 東京都千代田区神田駿河台 3-9 三井住友海上火災保険株式会社 取締役社長